

公 示 日 : 2022 年 6 月 8 日(水)

調達管理番号 : 22a00248

国 名 : 東ティモール国

担 当 部 署 : 東ティモール事務所

調 達 件 名 : 東ティモール国産業開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 ; 産業開発アドバイザー
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月中旬から 2023 年 1 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 4.00、国内 0.70、合計 4.70
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 4 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 4 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 6 月 22 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2022 年 7 月 5 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 20 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 16 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 8 点
 - ⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション 20 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	産業政策または産業開発・育成に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

東ティモール政府は、財源の多様化を通じ、石油産業に依存しない持続的な経済成長に取り組んでいる。東ティモール政府が 2011 年に策定した国家戦略開発計画 (SDP : Strategic Development Plan (2011-2030)) においては、2030 年までにインフラ整備及び産業の多様化を通じた上位中所得国の一員となることが目標として掲げられている。観光商工省 (MTCI : Ministry of Tourism, Commerce and Industry、2015 年当時は商工環境省 (MCIE : Ministry of Commerce, Industry and Environment)) は 2015 年に、JICA 及び UNDP からの協力を得つつ SDP に沿う形で、持続可能な経済成長の道程を示した産業政策 (Industrial Policy of Timor Leste) を起草した。

同政策では、2020年までに農産物加工や手工業、木材加工、食品加工等の輸入代替産業の開発を目指したフェーズⅠと、2030年までに石油精製、石油化学産業だけではなく非鉄産業や農産加工業等の開発を通じた輸出志向産業の開発を目指したフェーズⅡから構成されており、特に産業の多様化を通じた非石油かつ民間主導の持続可能な経済成長の達成が強調されている。また法制度に関しては、経済担当調整大臣を中心に民間投資法の改訂、土地法の制定、税制改革、労働法の改訂、民間投資に関する窓口機関の設置など、民間の経済活動に関連する法制度の改訂・制定などが進められている。

このように、国家の基本方針策定や法制度整備などが進められる中、上記基本方針に基づいた既存産業の振興および新規産業の開発・育成に向けた産業振興事業の立案、関係省庁・ステークホルダーを巻き込んだ実施体制の構築・調整、具体的施策の実施促進、有望産業を担う人材の育成を行うことが MTCI に求められている。

係る取り組みを支援し、MTCI 職員の能力向上を行うべく、これまで JICA は 2014 年に産業政策アドバイザー、2016 年～2022 年 2 月は産業開発アドバイザーを MTCI に対して派遣してきた。同アドバイザーにより、産業の多様化に資する農産加工業や観光業促進等多角的な分野での具体的な 22 のアクションプランを策定し、チルドグローサリー産業の開発、バリ島をゲートウェイとした東ティモールの観光開発、工業団地開発の計画策定支援、産業基本法の起草支援等を実施してきた。一部アクションプランは現在も実施途上にあるところ、本業務にて継続的な支援が求められるとともに、実施済みまたは実施保留中のアクションプランについても、今後の産業振興事業計画へのフィードバックを行うべく、現状・成果のレビューおよびフォローアップ案の検討が必要である。また、過去のアクションプラン実施によって一定の成果が確認された一方、これまで同アドバイザーが主導的に企画・実施を促進してきたアクションプラン実施機能を MTCI に根付かせ、自律的に産業振興事業を推進できる体制を定着化することが必要である。

従って、既存アクションプランのレビューを含む継続支援、MTCI におけるアクションプラン企画・実施体制の定着化促進、産業振興事業の実施に係る MTCI 職員の能力向上を行うため、本産業開発アドバイザーを派遣することとした。

7. 業務の内容

MTCI をカウンターパート機関とし、同省において具体的な産業振興事業の計画・実施の支援を行い、MTCI 内の産業政策実施体制の強化を図る。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2022年7月中旬）
- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、東ティモール産業開発の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「産業政策アドバイザー」および「産業開発アドバイザー」の活動）の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 東ティモール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 東ティモール事務所への説明を行い、同事務所の確認ののち提出する。
- (2) 第1次現地業務期間（2022年7月下旬～9月下旬）
- ① 現地業務開始時に、C/P 機関へワークプランを提出し、本業務全体および第1次現地業務の業務計画の説明を行った上で、承認を得る。
 - ② MTCI 関連部局や各関係機関から東ティモールにおける産業開発に関する情報収集、ヒアリングを行い、関連政策およびその実施状況の最新情報を把握する。
 - ③ MTCI が行う以下の活動支援を通じ、既存・新規産業開発及び既存産業の振興策の双方またはいずれかに関し、少なくとも1事業の提案を行う。

ア) 関連省庁・公的機関、民間企業、個人事業者、NGO 等へのヒアリング、協議、視察や文献調査を通じた産業開発・中小企業振興にかかる必要な情報の収集を行い、今後、東ティモール国において開発のポテンシャルがある産業・事業を検討・抽出する。具体的には以下のような調査活動を想定している。

 - 1) 東ティモール国が有する資源・土地・環境について、有効に活用できる産業・事業を検討する。
 - 2) 製品・産品に対する国内外の需要量や必要とされる品質を調査し、輸入代替産業か輸出志向型産業か、供給先となるターゲットを定める。
 - 3) 必要とされる品質を確保するために必要な技術・資機材・材料と、これらに関し東ティモール国及びその機関・企業・人材が有する技術・資機材・材料（品質を含む）との乖離の有無、乖離がある部分についてはそれを解消するための方法（海外直接投資、国外からの人材・資機材の調達、国外の専門家・コンサルタントからの技術の習得、研修、その他代替手段の検討）を検討する。

- 4) ポテンシャルがある産業・事業の展開に関連する法制度（土地、金融・保険、輸出、輸入、環境・廃棄物、各種登録制度、支援制度）、関連機関（検査機関、税関等）を調査し、東ティモールにおいて事業を実施する上での問題点を検討する。
 - 5) 上記について、周辺地域や諸外国における供給者側の情報と比較し、新規参入や既存事業拡大の可能性が有るかどうかを検討する。
- イ) 情報収集に基づいた促進すべき有望な既存または新規の産業を特定する。
 - ウ) 新規産業の場合、事業化のためのアクションプランを作成する。既存産業の場合、当該産業振興のためアクションプランを作成する。具体的には、必要な技術、人材供給、生産規模と設備投資額、需要（販売）見込み、輸送・販売手段、土地の確保、創業時の資金調達（国内外の助成金制度や金融支援の有無）、競合業者、法規制などを総合的に検討したうえで、ビジネスとしての実現可能性、事業リスクなどの検討を行う。
 - エ) 産業開発の促進や拡大が見込まれるような政府による支援・振興策があれば、これもアクションプランとして提案する。
 - オ) アクションプランの実施に向けた各種調整を行う。具体的には、アクションプラン実施のためのステークホルダー（関連省庁・公的機関、民間企業、起業家、投資家等）との協議等を想定している。
 - カ) 可能なものについては、アクションプランに基づく具体的なパイロットプロジェクトを実施する。関連省庁間の調整等により実施に時間を要するものについては、上記エ) のとおり実施に向けた各種調整を引き続き行う。また、アクションプランにより産業振興等にかかる政策が提言されている場合、当該政策の実現に向け、ステークホルダーの理解促進に向けた説明・協議を行う。
 - キ) 本業務中に提案・実施されたアクションプランの実施状況をモニタリングする。また、必要に応じ追加的に情報収集を行い、当該アクションプランの実施促進を図る。
 - ク) 一連の活動を通じ、民間セクターとの連携を強化する。具体的には、ビジネス環境を改善するための民間セクターとの対話の場の設置や、商工会議所や女性起業家グループ等との協働を通じた末端裨益者へのアウトリーチの強化、起業家支援等を行っている民間団体の能力強化等を想定している。
- ④ 上記活動を通じ、MTCI の能力強化という観点からアクションプランの

計画・実施のプロセスにおいて MTCI が実施する業務を整理・明確化し、当該業務の課題を抽出するとともに、当該業務を MTCI が遂行していくための側面支援を行う。

- ⑤ その他、必要に応じた MTCI 職員を対象とした既存・新規の産業開発、中小企業振興や生産性向上などにかかる計画策定・実施にかかる研修を実施する。
- ⑥ 過去の支援事業（産業政策アドバイザー（2014 年～2016 年）、産業開発アドバイザー（2016 年～2022 年））で提案・支援してきた、下記の事業について、本業務において、以下の分類に従いそれぞれ事後レビューの実施／フォローアップの実施／継続支援の実施／実施可能性の検討を行う。全ての事業に関して、各派遣期間において一度は現状に関する情報収集を行い、各派遣期間終了時に JICA 東ティモール事務所に対して報告を行う。

【既存事業対応カテゴリの分類】

I：過去の支援事業を通じて一定の支援が完了したが、今後の事業発展性が低いと見込まれる事業。本業務では、同事業への支援結果および現状のレビューを行い、課題分析と同分野の将来的な取り組みに対する提言を行う。

II：過去の支援事業を通じて一定の支援が完了し、今後の事業発展性が中程度／高いと見込まれる事業。本業務では、同事業の現状を確認し、今後のフォローアップの必要性を検討する。フォローアップの必要性が高いと判断される場合、本事業におけるフォローアップ活動を C/P および JICA 東ティモール事務所に提案し、両者の確認ののち実施する。

III：過去の支援事業を通じて支援が行われ、本業務においても継続的に支援が必要とされる事業。本業務では、第 1 次現地業務期間中に C/P および JICA 東ティモール事務所と活動方針を協議のうえ、同事業の実施促進および C/P に対する技術的支援を行う。

IV：過去の支援事業にてインドネシア第三国連携による実施が提案されたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期とされている事業。本業務では、本事業ステークホルダーの現状およびインドネシア連携において選択可能な方法（少人数のインドネシア講師招致、オンライン研修実施等）または国内リソース他を活用した代替支援方法を確認し、事業計画を更新する。事業計画更新の結果、本業務内にて実施可能な活動については、実施促進および C/P に対する技術的支援を行う。

【既存事業対応カテゴリ】

ア) Improving connectivity of farmers with market

過去支援事業にて、パイロット事業としてTV放送を通じた野菜卸売相場情報が提供されたが、MTCI独自では継続されず中断されている。

イ) Development of clothing industry, based on Tais tradition

Tais製品生産会社のAlola Esperansa社を通じた縫製産業の活性化に向け、MTCIより同社に対する縫製機器購入に係る補助金が承認されたものの、MTCIの契約不履行により補助金が一部しか支払われず、活動が展開されていない。

ウ) Development of local chicken industry

国内の企業家が関心を示し事業化が検討されたが、想定していたディリ県内での養鶏場設立は検疫上の土地利用にかかる規制のため断念されている。今後の支援策として、ディリ県以外での養鶏場設立の検討や、養鶏に関する技術的な情報提供の実施、MTCIと共同しての流通の改善などが提案されている。

エ) Improving fishery distribution system in Timor-Leste.

当初、Bidau Santa Anaに位置する露店市場に東ティモール政府が簡易施設の建設を行い、必要な製氷機等の機材をJICAが供与する形で水産卸売市場と小売市場開設の支援を検討していたが、MTCIに新大臣が就任した際に場所の変更が提案され、関係者と協議を行ったものの合意に至っていない。今後の支援策として、市場設置にかかる再調整やMTCIの施設建設にかかる予算化支援、JICAが現在実施中の「水産開発アドバイザー」との連携支援などが考えられる。

オ) Developing agro-industrial zone in the southern agricultural corridor - Part 1 - adding value to cassava and - Part 2 - adding value to banana.

過去支援事業にて、インドネシア人講師（専門家）を招聘したナタボラ（マナツト県南部の町。MTCI管理下の食品加工トレーニングセンターがある。）で地元農家や女性グループなどを対象としてトレーニングを実施し、ディリのショッピングモールでの展示販売会を行った。一方で、きわめて限られた地元（ナタボラ）での販路や、ディリへの輸送コストなどが課題となり、農家等による活動は停滞している。今後の支援策として、市場の開拓や流通の改善支援等が考えられる。

カ) Developing commercial farming in Timor-Leste via assisting Josephina Farms.

農家の省力化に貢献するコンポスト製造機械の導入を通じて、契約栽培農家ネットワークの拡大が期待される。過去支援事業にて、有機野菜契約農業を行う Josephina Farms 社への有機堆肥製造機械の供与による有機栽培契約農家ネットワークの拡大および商業農家の育成が計画されたが、同社の活動停止により計画は停止されている。

キ) Introducing Japanese funds for Micro Finance Institution (MFI) in improving financial access

金融サービスへのアクセスの改善が地元企業振興にかかる課題となっている。一般の金融機関からの借入れが非常に困難である一方、MFIは融資条件が比較的緩く銀行がカバーしない農村地帯で積極的に少額ローンを提供しており、MFIの役割が非常に大きくなっている。しかし、MFIは貸し出し原資となる預金が集まらずローンポートフォリオの拡大が困難であるため、預金金利を上げて預け入れ金を増やすか、外国から低コストの資金の借入れを計画している。日本の金融機関からMFIに対し貸付をすることで、MFIのローンポートフォリオ拡大を検討していたが、関心を示す金融機関がなかった。今後の支援策として、日本に限らずMFIへの貸付に関心のある金融機関の発掘支援や、その他ローンポートフォリオ拡大に向けた計画立案支援等が想定される。

【既存事業対応カテゴリII】

ク) Development of shrimp aquaculture industry and Developing vannamei shrimp farming Industry

地元企業が2018年1月からバナメイエビの養殖事業を開始しているものの、技術的課題が多く、病気の発生による大量死のリスクがある。また、東ティモールでの養殖業に関心を示す海外の投資家がおらず、海外直接投資(FDI: Foreign Direct Investment)による水産開発は停滞している。今後の支援策として、地元企業への技術的アドバイスや、業務を通じて得られるネットワークにより関心を示す海外の投資家の発掘、関係省庁への説明などが考えられる。

ケ) Exploring the possibility of chilled grocery industry – Yoghurt

過去支援事業にて既存のヨーグルト製造事業者への支援を展開し、同

事業者の販売量が伸びるとともに、これを契機に他の事業者の本産業への参入が進んでいる（当初2社程度が生産していたが、現在は5社にまで伸びている）。また、JICAの他事業と連携し、保健関連機関での説明・試食会などを実施し、普及を促進しているが、本事業で提案している、普及及び消費量の増加（従事者の増加）を狙った訪問販売の事業化は展開されていない。今後の支援策として、消費量の拡大に向けての助言や取り組みなどが考えられる。

コ) Export-oriented industrialization – Exploring overseas market for Virgin Coconuts Oil (VCO) producers

過去支援事業の活動により、品質項目の一つであるVCOの油中水分量測定が可能となった。当地で活動する本邦NGOの活動により、日本へのトライアル輸出が行われたが、現時点では継続した輸出につながっていない。今後の支援策として、品質管理を強化する必要がある一方、輸出市場の開拓を志向し、日本や第三国で開催されるエキスポ等への売り込み支援などが考えられる。

【既存事業対応カテゴリIII】

サ) Developing industrial park to attract FDI

MTCIにて東ティモール国内初となる工業団地（産業パーク）設立が検討されている。2022年1月にF/S実施コンサルタントが選定され、今後F/Sが本格的に実施される見込みである。本業務では、F/Sを含む産業パーク開発プロセスにおいてC/Pへ技術的支援を行うとともに、関連省庁への説明・調整や民間企業との連携等におけるC/Pの主体的取り組みを促進し、実務形式での能力強化を行う。

シ) Establishing the Basic Law for Industrialization of Timor-Leste

MTCIは産業化を進める上で、指針となる包括的な基本法を制定し、その下で、関連する政策や法令・規制体系を構築する必要性を痛感している。更に今後、WTOやアセアンへの加盟、及びEU等とのEPA締結交渉を進める上でも産業・貿易関連の法令・規制体系の整備が必要になると考えられている。過去支援事業にて、“産業化基本法”のドラフトの作成支援が行われたが、その後、省内のリーガルチェックプロセスに時間を要し、最終化には至っていない。本業務では、引き続き産業基本法立案への技術支援を行うとともに、関係省庁との調整および関連する国会対応等の立法プロセスにおいてC/Pの主体的取り組みを促進し、実務

形式での能力強化を行う。

ス) Activating IQTL in cooperation with UNIDO

東ティモールでは産業化に必要な独自の産業基準が存在しておらず、現在はインドネシア政府や FAO 等の国際機関の規格基準を便宜的に使用している。これは国内産業の保護・育成を進めていく上で障害になるだけでなく、国民の健康・安全の確保の観点からも問題であるとの考えから、MTCI は、2022 年から UNIDO の支援を受けて、2018 年に法令で設置が決まった東ティモール品質管理機関（IQTL）の体制強化を進めている。本業務では、UNIDO による技術協力における MTCI 側の活動計画・実施に際して技術的支援を行うとともに、UNIDO と連携して品質管理インフラ構築に係る C/P のコーディネーション能力育成を図る。また、東ティモールの計量行政能力向上における課題を分析し、同分野における今後の開発協力案を提言する。

セ) Assisting the GoTL in accession to EPA with EU, and/or participation in ASEAN and WTO

東ティモール政府は、EU との経済連携協定の提携、及び WTO や ASEAN への加盟を検討している。特に EU との EPA については MTCI が主管部署として機能することが求められている。同加盟交渉につき、MTCI では技術的能力および実務経験が不足するところ、本業務では、MTCI 内で必要になると想定される調整業務や技術支援につき、技術的助言および関係者の能力強化を行う。

ソ) Developing Government Resolution – Cultural Heritage of Tais for Economic Empowerment, Utilizing Handwoven Tais Textiles for National Uniform of Public Servant and Students of Public Schools

MTCI では、東ティモールの文化遺産であると同時に女性の社会的地位向上に貢献している伝統的な織物である“タイス”生地生産の産業化を目指して、公務員及び公立学校の生徒の制服にタイス生地を使うことを義務化する政府決議を計画している。本業務では、同決議案の立案に関して、政府の無形文化遺産委員会や MTCI 内の調整業務を促進し、C/P に対する技術支援および能力強化を行う。

タ) Assisting entrepreneurs in developing innovative business MTCI

中小零細企業局、UNDP 及び起業支援機構（IADE : Instituto de Apoio

ao Desenvolvimento Empresarial) は、起業家への低利の融資やトレーニングを通じて新規事業の立ち上げを応援している。本業務では、起業家を対象としたセミナーや集合訓練において、C/P に対してビジネスモデルの作り方や理論面での教育支援を行う。

チ) Assisting in Launching Loja de Povu

MTCI は、国産品の販売支援を目的として、協同組合が運営主体となって国産品販売を行う共同販売所 “Loja de Povu (テトゥン語で「みんなのお店」の意)” の設立およびネットワーク化を計画している。本業務では、同プロジェクトの実施促進を行うとともに、店舗運営計画の立案支援や計数管理手法の技術移転等を通して C/P の能力育成を行う。

【既存事業対応カテゴリⅣ】

ツ) Developing tourism industry in Timor-Leste in collaboration with Bali.

過去支援事業にて、バリの旅行業界関係者とディリ市内の旅行業界関係者とのネットワーク構築を支援した。本業務では、その後、バリの旅行業界からのニーズに対しディリ市内側の旅行業界関係者（旅行者、ホテル、飲食店、交通関連業者）が対応できるよう、個々の旅行業界関係者に対する業務の改善支援などが考えられる。また、観光開発にかかる支援を展開している他ドナー（USAID、The Asia Foundation、Market Development Facility）もとの連携した活動も想定される。

テ) Building capacity of local welders in cooperation with Indonesian MOI (Ministry of Industry)

東ティモール国内には地場溶接業者が存在するが、その技術力は高くなく、高度な技術を必要とする際はインドネシア等海外の職人が雇用されてしまう。質の向上を通じた地場産業（溶接業）振興を目的とし、インドネシア人講師（専門家）を招聘し、アーク溶接に焦点を置いた研修が計画されたが、新型コロナウイルス感染拡大によりインドネシア人講師の渡航が困難となったため、過去支援事業では、東ティモール国立大学（UNTL）工学部より講師を派遣し、現地リソースのみで研修実施を行った。本事業では、過去支援事業にて実施した研修のフォローアップを行うと共に、C/P による自律的な研修実施体制の整備・強化、インドネシア連携策の継続的な検討が想定される。

ト) Building capacity of marble processing business in cooperation with

Indonesian MOI

東ティモールの大理石加工業は、主に墓石用の大理石加工に留まっている。一方で、床材として大理石に関しては、安価な大理石が輸入されており、すでに東ティモール国内の市場を席捲してしまっており、価格的に競合することが困難である。過去支援事業にて、輸入品とは競合しない工芸品やオーダーメイドの商品を製作するための技術力強化を目的とし、インドネシア人講師（専門家）を招聘し、マナツト県イリマノの大理石加工センターでの研修を実施する計画が立案されたが、新型コロナウイルス感染拡大によりインドネシア人講師の渡航が困難となったため、計画は停止している。

ナ) Assisting development of floriculture industry

東ティモールにおいて生花の需要は確認できるものの、インドネシアから輸入されており価格が非常に高い。また、東ティモールの山間部の気候は花卉栽培に適しているものの、花卉生産は行われていない。過去支援事業にて、地元企業と連携した花卉生産振興を目的とし、インドネシア人専門家を招聘した栽培技術の研修の実施が計画されたが、新型コロナウイルス感染拡大によりインドネシア人講師の渡航が困難となったため、計画は停止している。

ニ) Improving per-hectare yield of sundry salt farming in Timor-Leste

東ティモールの数少ない国内産業の一つに天日塩産業があり、国内で精製も行っているが、関税障壁等が無いため、インド等の海外から安価な精製塩が大量に輸入され、国内の天日塩産業は危機的状況にある。改善できる課題への対策は、原料塩生産の生産性向上にあると考えられる。過去支援事業にて、同産業の先進国でもあるインドネシアから天日塩生産技術専門家を招聘し、改善策の立案を行う計画が提案されたが、新型コロナウイルス感染拡大によりインドネシア人専門家の渡航が困難となったため、計画は停止している。

- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA 東ティモール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間(2022年9月下旬)

第1次現地業務期間で検討および実施した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、および必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(4) 第2次国内準備期間(2022年10月中旬)

第1次現地業務および第1次国内整理の結果を踏まえてワークプラン(英文)を更新しJICA東ティモール事務所への説明を行い、同事務所の確認のち提出する。

(5) 第2次現地業務期間(2022年10月下旬~12月中旬)

- ① 現地業務開始時に、C/P機関へ更新版ワークプランを提出し、第2次現地業務の業務計画の説明を行った上で、承認を得る。
- ② 第1次現地業務期間において提案した事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行うとともに、C/Pの能力強化を行う。
- ③ 上記「(2)第1次現地業務期間」中、⑥の記載と同様、第2次現地業務期間においても、既存の支援事業に対してそれぞれ事後レビューの実施/フォローアップの実施/継続支援の実施/実施可能性の検討を継続して行う。
- ④ 事業提案及びその後の支援を通じて得られた、東ティモール国において産業開発を今後進める上での課題や教訓、今後の開発ポテンシャルについて取りまとめを行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(英文)をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA東ティモール事務所に現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 第2次国内整理期間(2022年12月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書(案)(和文)をJICA東ティモール事務所に提出し、報告する。
- ② 専門家業務完了報告書(案)(和文)に対するJICA東ティモール事務所のコメントを踏まえて、専門家業務完了報告書(和文)を最終化する。

(7) 帰国後整理期間(2023年1月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

(8) 現地業務期間全般を通じ実施する事項

- ① MTCI 及び関係機関スタッフに対し、産業開発・民間企業支援、輸出入、海外直接投資、事業計画／マネジメントなどを題材にし、自身の経験や知見に基づく勉強会を行う。特に、本業務においては MTCI の能力強化及びオーナーシップ醸成に努め、協力終了後に何を残すべきかの視点を重視する。
- ② 本業務で取り組む分野は多岐にわたるため、MTCI だけではなく他省庁や民間企業、NGO 等との連携が重要である。したがって、MTCI 以外にも積極的にネットワークを構築し、アクションプランの策定・実施に巻き込んでいく（例えば、東ティモールにて実施中の JICA 技術協力案件「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」や「水産開発アドバイザー」（ともに C/P 機関は農業水産省）との連携等を想定）。
- ③ 個々の有望な企業・個人事業主・NGO 等に対し、先方からの求めに応じて、事業の発展・拡大に資する助言を行う。
- ④ 政府・国際機関・民間団体が開催する各種セミナー、協議等に参加し、本業務に関連する活動や業務を通じて得られた知見を活用し、意見交換やプレゼンテーションを行う。
- ⑤ 第 1 次または第 2 次現地業務期間中に、東ティモールにて「JICA チェア（JICA 日本研究講座設立支援事業）」による産業政策に係る講師派遣・講義実施を計画している。同計画における講義内容の企画に際して技術的助言を行うとともに、講義開催時の関係機関への参加勧奨を支援する。
- ⑥ 第 1 次または第 2 次現地業務期間中に、東ティモールにて実施中の JICA 事業関係者向け内部勉強会において、東ティモールの産業開発および産業開発に係るプレゼンテーションを実施する。
- ⑦ 東ティモール国の産業開発に資する、本邦民間企業の製品・技術の活用が期待される課題について提案する。参考情報は以下の通り。
https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html

(9) 業務一般に関する事項

- ① 各派遣の開始時においては、ワークプラン（英文）を基に、C/P 及び JICA 東ティモール事務所と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② 第 1 次現地業務の終了時においては、それまでの取り組みを踏まえ、第 2 次現地業務のワークプランを修正する。
- ③ 各現地業務の終了時においては、当該業務期間中の活動内容・成果・結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、C/P 機関、JICA 事務所に報

告する。

(10) 業務全般に関する留意事項

- ① 本業務の主眼は、現状把握のための調査・分析ではなく、これまで派遣された「産業政策アドバイザー」及び「産業開発アドバイザー」が実施したように、将来性のある東ティモールの産業（個別の中小零細企業も含む）の事業拡大支援や起業支援を行うことである。したがって、これまでの成果や策定されたアクションプランの内容も十分に踏まえ、今後の事業拡大・企業支援等の活動を展開していくこと。また、上記(2)④に記載のあるとおり、MTCI の行う業務を整理・明確化することで MTCI の業務遂行能力の改善を図りつつ、C/P を事業拡大支援や企業支援のプロセスに関与させ、MTCI の能力強化並びにオーナーシップ醸成を行う。
- ② 事業拡大支援、起業支援、研修を実施するにあたり、インドネシア等の第三国専門家の活用により効果を高めることも検討すること。
- ③ 業務開始時点において、上記業務を進めるため必要な以下に示す情報収集等は、既存情報等から適宜行うこと。
 - MTCI が作成した産業政策
 - 東ティモールの産業構造・経済動向・産業振興政策・産業関連政策
 - 東南アジア諸国のこれまでの産業政策や産業開発の変遷や仕組み等
- ④ 現地での活動の際には、上記業務を進めるために必要な以下に示す情報は、既存情報や関係者へのヒアリング等により適宜行うこと。
 - MTCI が考える産業開発に係る課題及び今後の方針と計画
 - 産業開発に関する MTCI 内各局及び関係機関の役割及び実施体制
 - 産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業及びその成果と課題、等

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 英文 2 部（JICA 東ティモール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文 2 部（JICA 東ティモール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

- ・和文 1 部（JICA 東ティモール事務所へ 1 部）

ただし、第 2 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 2 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・東ティモール産業開発政策実施に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書（和文 1 部）

2023 年 1 月 11 日(水)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 東ティモール事務所に提出し、報告する。

提出形態は電子データとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒ディリ⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA 東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費
- ・資料等作成費
- ・セミナー等開催費
- ・アクションプラン実施経費
- ・ローカルコンサルタント契約

*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、12月中旬～下旬にかけてクリスマスにより C/P 機関を含む東ティモール政府職員の多くが休暇に入ることから、その点を考慮した上で提案してください。

なお、現時点で東ティモール入国時には対新型コロナウイルス水際対策による隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。業務従事者の判断により、経費にてローカルコンサルタントを雇用することが可能です。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。第2次現地業務については、業務従事者にて手配し支払いを行うことを想定しています。

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり（便宜供与対象は宿泊予約のみ、支払いは業務従事者にて行う）。第2次現地業務については、業務従事者にて手配し支払いを行うことを想定しています。

ウ) 車両借上げ：なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払いを行うことを想定しています。

エ) 通訳：なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払いを行うことを想定しています。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行います。

カ) 執務スペースの提供：あり。MTCI 内の執務スペースを使用することを想定しています。インターネット環境は完備されていないため、

上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払いを行うことを想定しています。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 東ティモール事務所から配付しますので、東ティモール事務所代表アドレス (tm_oso_rep@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・ 産業政策アドバイザー (1 年次) 最終報告書
- ・ 産業政策アドバイザー (2 年次) 最終報告書
- ・ 産業開発アドバイザー (1 年次) 最終報告書
- ・ 産業開発アドバイザー (2 年次) 最終報告書
- ・ 産業開発アドバイザー (3 年次) 最終報告書
- ・ National Employment Strategy
- ・ 新民間投資法
- ・ 産業政策案 (2017 年 6 月版)
- ・ National Tourism Policy

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価にあたり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期: 2022 年 6 月 27 日(月) 10:00~12:00 予定
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。

(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから) 認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

(4) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事

者を登録してください。

- ③ 30日を超える派遣においては、入国後の査証延長手続きが必要です。同手続きはJICA 東ティモール事務所にて実施します。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上